

社会教育法等改正に関する国会審議における主な答弁

目次

【1】 総論

◆ 法改正全般

- 社会教育を法律で規定する意義。 (08/05/23/田島一成氏 (民主))
- 生涯学習社会を実現する上で、当該法律案が果たす役割。
(08/06/03/浮島とも子氏 (公明))
- 社会教育調査の結果からも各自治体によって取り組みに温度差があることがわかるが、このことに対する所見如何。
(08/05/23/田島一成氏 (民主))

◆ 社会教育予算

- 社会教育全体の予算を十分確保する必要があるのではないか。
(08/05/21阿部俊子氏 (自民)) (08/05/21/日森文尋氏 (社民))

【2】 社会教育法

◆ 第5条 (市町村の教育委員会の事務)

(第5条第7号)

- 「家庭教育に関する情報の提供」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。
(08/05/21/石井郁子氏 (共産))
- 今回の法改正で、家庭教育に介入する意図はないと理解してよいのか。
(08/05/23/日森文尋氏 (社民))

(第5条第10号)

- 第5条第10号の情報リテラシーの規定は、具体的にどのようなものを想定しているのか。
(08/05/16/阿部俊子氏 (自民)) (08/05/21/高井美穂氏 (民主))

(第5条第13号)

- 第5条第13号は放課後子どもプランを念頭に置いた規定か。
(08/06/03/水岡俊一氏 (民主))

(第5条第15号)

- 第5条第15号の趣旨如何。
(08/05/21/石井郁子氏 (共産))
- 学校支援地域本部による活動は、社会教育か学校教育か。
(08/06/03/植松恵美子氏 (民主))

- 学校運営協議会や学校評議員制度と学校支援地域本部の関係如何。
(08/06/03/義家弘介氏 (自民))
- 統廃合と学校支援地域本部の関係如何。
(08/06/03/義家弘介氏 (自民))
- P T Aと学校支援地域本部の関係如何。
(08/06/03/義家弘介氏 (自民))
- 学習成果を活用する機会の提供は、自発的であるべき学習に行政が枠をはめることとなるのではないか。
(08/05/21/石井郁子氏 (共産))

◆社会教育法第9条の4 (社会教育主事の資格)

- 実務経験の範囲の拡大の趣旨如何。
(08/05/21/高井美穂氏 (民主))

◆社会教育法第13条 (社会教育委員)

- 13条の改正により、社会教育委員を置かない地方公共団体が増えるのではない
か。
(08/05/21/石井郁子 (共産))
- 社会教育委員未設置の自治体へのこれまでの働きかけ如何。
(08/05/23/田島一成氏 (民主))

◆社会教育法第32条 (公民館の運営の状況に関する評価等)

※図書館法第7条の3及び博物館法第9条に関する答弁を参考。

◆その他

(社会教育の所管)

- 社会教育は教育委員会で行うという原則は変わらないという理解でよいか。
(08/05/21/石井郁子氏 (共産))

(社会教育主事)

- 社会教育主事の資格要件における司書教諭の位置づけ如何。
(08/06/03/水岡俊一氏 (民主))

【3】 図書館法

◆第5条（司書及び司書補の資格）

（図書館に関する科目の省令による規定）

- 図書館に関する科目をどのように見直す予定なのか。

（08/05/21/高井美穂氏（民主））

◆第7条（司書及び司書補の研修）

- 司書・学芸員の研修は、具体的にどのような内容を想定しているのか。

（08/05/21/高井美穂氏（民主））

- 研修については、財政力格差が影響を及ぼすのではないか。

（08/05/21/高井美穂氏（民主））

- 専門性を持っている人材を生かせる環境の整備が必要ではないか。

（08/05/21/高井美穂氏（民主））

◆第7条の2（図書館の設置及び運営上望ましい基準）

- 望ましい基準を私立図書館に適用することは、自主性・自立性に影響を及ぼさないか。

（08/05/21/高井美穂氏（民主））

◆第7条の3（図書館の運営の状況に関する評価等）

- 図書館の評価の趣旨如何。

（08/05/23/石井郁子氏（共産））

- 図書館の評価とは、具体的にどのような内容を想定しているのか。

（08/05/23/石井郁子氏（共産））

- 評価は国が行うのか。それとも、自己評価としてそれぞれの図書館に任せるのか。

（08/05/23/石井郁子氏（共産））

◆第15条（図書館協議会）

- 「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とは具体的にどのような者を想定しているか。

（08/06/03/水岡俊一氏（民主））

◆その他

（総論）

- 公立図書館整備促進の現状に対する所見如何。（08/05/21/逢坂誠二氏（民主））

（図書館法第9条）

- 政府は図書館法第9条をより確実に遵守すべきではないか。

（08/05/21/逢坂誠二氏（民主））（08/06/03/植松恵美子氏（民主））

（司書）

- 司書の役割如何。

（08/05/21/日森文尋氏（社民））

- 司書資格取得者数の現状如何。そのうちどのくらいが司書として採用されているの

か。 (08/05/23/石井郁子氏 (共産))

- 図書館全体の約3分の1に専任司書が配置されていない現状をどのように評価しているのか。 (08/05/21/日森文尋氏 (社民)) (08/06/03/植松恵美子氏 (民主))
- 図書館に専任司書を配置するよう義務づけるべきと考えるが、見解如何。
(08/06/03植松恵美子氏 (民主))
- 司書の配置について、法律上義務付けをすること等が必要ではないか。
(08/05/21/日森文尋氏 (社民)) (08/06/03/植松恵美子氏 (民主))
- 図書館長の資格要件として、司書であることを義務づけるべきではないか。
(08/05/21/日森文尋氏 (社民)) (08/05/21/逢坂誠二氏 (民主))

(指定管理者制度)

- 公立図書館の指定管理者制度導入の実態について、どのように評価・認識しているか。またどのように今後取り組んでいくべきと考えているのか、所見如何。
(08/06/03/植松恵美子氏 (民主))

【4】 博物館法

◆第7条（学芸員及び学芸員補の研修）

- 司書・学芸員の研修は、具体的にどのような内容を想定しているのか。
(08/05/21/高井美穂氏（民主）)

◆第8条（望ましい基準）

- 公立博物館の望ましい基準の方向性如何。
(08/06/03/浮島とも子氏（公明）)

◆第9条（評価）

- 博物館の評価の趣旨及び内容如何。
(08/06/03/浮島とも子氏（公明）)

◆その他

（博物館登録制度）

- 新しい時代の博物館はどのようなものであるべきと考えるか。
(08/06/03/浮島とも子氏（公明）)
- 博物館登録制度の趣旨・目的如何。
(08/06/03/浮島とも子氏（公明）)
- 博物館登録制度の今後の在り方如何。
(08/06/03/浮島とも子氏（公明）)
- 国立美術館等を登録制度の対象とすべきではないか。
(08/06/03/浮島とも子氏（公明）)
- 登録制度、学芸員資格など更に検討すべきではないか。
(08/06/03/浮島とも子氏（公明）)

【1】 総論

◆ 法改正全般

社会教育を法律で規定する意義。

(08/05/23/田島一成氏 (民主))

○渡海文部科学大臣

この法律は、実施主体は地方自治体でございますから、そういった意味で、何かを縛るといったものではございません。また、やらなかったから何か罰則があるというものではないわけでございますけれども、これはやはり、国民共通の課題として社会教育というものをどうとらえるか、また、国民の中でどういう理解をしていただくかということを経の二条、三条等を書いてあるというふうには御理解をいただいたらいいんじゃないかというふうには思っております。

私は、いつも簡単に、これはかたい言葉でとやかに言ってもわかりにくいわけで、いつでも、どこでも、だれでも学ぶ機会がある、こういう社会をつくっていくということが大事なんだということを申し上げておるところでございます。

法律上は、学校教育というのがございますから、それを除いた部分、あらゆる部分が社会教育であろうという認識であり、なおかつ、それを推進していくためにやはり国や地方公共団体というのは環境をつくっていかなくゃいけない、その環境を奨励するためにどういうことが考えられるかということを書いてあるのがこの法律であろうというふうには思っております。

生涯学習社会を実現する上で、当該法律案が果たす役割。

(08/06/03/浮島とも子氏 (公明))

○渡海文部科学大臣

教育基本法第三条（中略）を踏まえ、この法律では、国及び地方公共団体の配慮事項として、社会教育に関する任務を行うに当たって生涯学習の振興に寄与するように努めることという、このことをまず明記してございます。これは二項でございます。また、教育委員会の事務や図書館、博物館の事業として、住民等が自らの学習の成果を活用して学校支援や様々なボランティア活動を行う機会の提供に関する事業の実施等を規定しております。これは五条の第十五号でございますけれども。

先ほどお答えを申し上げましたように、このような規定を通じて、国や地方自治体により社会教育という面から総合的な力を発揮するように、責任を持って行うように規定しているというのが本法案の改正の大きな趣旨でございまして、生涯学習を今後実施していく上で大きな役割を果たすものというふうに考えておるところでございます。

社会教育調査の結果からも各自治体によって取り組みに温度差があることがわかるが、このことに対する所見如何。 (08/05/23/田島一成氏 (民主))

○渡海文部科学大臣

温度差があるということがあったわけではありますが、これはまさに自主性にゆだねられているところから来ているというふうに思います。

(中略) 温度差というのは、やはり地域の財政状況も考えられるわけでありまして、その地域のいろいろな、議会もありますし、当然行政もあります、また地域の住民の意識もありますから、そういったことにおいて生じてくるということが一つ考えられるというふうに思います。

そういった中で、やはり我々としては、できるだけさまざまな、例えばガイドラインを示すとか、また、我が省でいいますと、今、放課後子ども教室というのをやっておりますけれども、これは、子供たちが学校外でいろいろな活動をするときに、地域のいろいろな方々が参加をしていただいて、そして、子供たちがそこで学校では勉強できないようなことも実は勉強ができるという場を提供しようということで、今一生懸命努力をしております。また、今年度から、支援地域本部という新しい仕組みを立ち上げておりますけれども、こういった中で、いろいろな意味で社会教育という場が提供される。

そういった施策を国としても講じていくことによって、社会全体で子供たちを教育していくといたしますか、そういったことにも実は人材が活躍していただけるんじゃないか。こういったことを通じて国としてもいろいろな政策を講じていきたい。しかし、この温度差というのは、やはり地域の皆さんが努力をしていただくということが大事であるというふうに私は考えているところでございます。

◆ 社会教育予算

社会教育全体の予算を十分確保する必要があるのではないか。

(08/05/16/阿部俊子氏 (自民))

○加茂川生涯学習政策局長

委員御指摘のように、他の教育予算と相まって社会教育予算もその充実を図られますことが、広く国民に教育の機会を確保する観点から大変重要な課題であると私どもも認識をいたしておるわけでございます。

社会教育予算について少し御説明を申し上げますと、まず、国、文部科学省においてでございますが、これまで社会教育の振興を図るため、私どもとしましては、生涯学習の一環として、例えば、高等教育の機会を提供する機関、あるいは我が国唯一の国立の総合科学博物館といったものを設置、運営をいたしましたり、さらには、家庭や地域の教育力の向上、生涯を通じた学習機会の拡大など、各般にわたる施策を展開するための予算措置を講じてきたところでございます。

とりわけ、本年度、二十年度からは新たに、地域全体で学校活動を支援するため、学校と地域の連携体制の構築を図ろうとする学校支援地域本部事業を実施するための経費を計上しているのが特徴と言えるところでございます。

一方、地方においてでございますが、御指摘のように、公民館、図書館、博物館の具体的な事業展開の予算が課題になるわけでございますが、まず、これらの事業展開は、第一義的には各設置者、各館が判断すべき事柄でございます。そのことを前提といたしまして、公立の施設、具体には公民館、公立図書館、公立博物館の関係につきましては、国としましては、必要な職員の給与費あるいは図書購入費等を地方交付税として措置をいたしておるわけでございます。

ただ、実態を見てみますと、御指摘にもございましたように、これらの社会教育施設の運営については、地域によってさまざまな差があるのも事実でございます。各地方公共団体の財政事情等も背景にあると思っておりますが、必ずしも十分な予算の確保がなされていない状況が見られるわけでございます。ただ、一方では、各自治体の判断にもよるわけでございますが、例えば、公立の図書館の運営について、県あるいは市のレベルで大変先進的な取り組みを行っている地域も事実ございまして、地方の判断によるところが多いわけでございます。

私どもとしましては、地域による差が生じることのないように、一つは、各社会教育施設の設置及び運営上の望ましい基準、ガイドラインを策定いたしますとともに、先進的な事例の紹介等を通じまして、各地域における社会教育の振興に努めているところでございますが、各自治体ごとにおいて、教育の機会の均等が図られますように、自治体における積極的な取り組みをさらに促してまいりたいと考えておるところでございます。

(08/05/21/日森文尋氏 (社民) より同趣旨の質問有)

【2】 社会教育法

◆第5条（市町村の教育委員会の事務） （第5条第7号）

「家庭教育に関する情報の提供」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。 (08/05/21/石井郁子氏（共産）)

○加茂川生涯学習政策局長

改正教育基本法第十条は、保護者の子の教育についての責任と役割とともに、国、地方公共団体が家庭教育の支援に努めるべき旨を規定しておるわけでございます。この国等における家庭教育支援の主な方法として、保護者に対する学習機会の提供とともに、情報の提供が例示されておるわけでございます。

近年、従来の子育て講座等の開設に加えまして、例えば、国にあっては、家庭教育手帳の作成、配付等によりまして、家庭教育に関する情報の提供など、より積極的な支援を行うことが求められておるものと認識をいたしておるわけでございます。こういったことを踏まえまして、今回、御指摘にもございましたが、教育委員会が行う社会教育に関する事務として、社会教育法五条第七号に、現行の「講座の開設」等に加え「家庭教育に関する情報の提供」を明記するものでございます。

具体的に申し上げますと、現在でも、家庭教育に関する学習講座等の情報提供に加えまして、例えば、しつけを行う上での留意事項でありますとか子育てのヒント、さらには保護者より上の世代や他の保護者の体験を踏まえましてアドバイスなど、保護者が家庭で子供を教育する上で大変有益、有効と考えられる情報につきまして、手段もさまざまでございますが、手帳あるいはパンフレット等の作成、配付、ホームページの開設、電子メール等による提供といったことに工夫を用いながら、さまざまな事業を展開しておる地方公共団体も見られるところでございまして、本条では、具体的な情報の提供のあり方として、こういった取り組みを前提に想定しておるわけでございます。

今回の法改正で、家庭教育に介入する意図はないと理解してよいのか。

(08/05/23/日森文尋氏(社民))

○渡海文部科学大臣

家庭教育の議論(中略)は、しっかりと法律にも、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、その支援に努めるということが書いてあるわけですから、私は、家庭に介入をするということにはできないことであるし、そういうことにはならないというふうに理解をいたしております。

(第5条第10号)

第5条第10号の情報リテラシーの規定は、具体的にどのようなものを想定しているのか。 (08/05/16/阿部俊子氏(自民))

○加茂川生涯学習政策局長

情報化社会の進展に伴いまして、多様な情報が混乱をしておることがよく指摘されるわけでございます。したがって、情報通信技術の活用のみならず、情報及び情報伝達手段を主体的に選択する、選び取る、またはこれを活用していくための基礎的な能力でありますとか態度等を身につけることが大変重要になっておるわけでございます。

同時に、いわゆる有害情報対策を初めとする情報化の影の部分への対応も課題となっております。社会教育行政においても、これらの課題に国及び地方ともに積極的に取り組んでいくことが求められておると認識をいたしております。

これまで、市町村教育委員会のレベルにおきましては、こうした課題に関連する学習機会を提供してきたところでございますけれども、その重要性の高まりを踏まえまして、このたび、市町村教育委員会の事務として新たに社会教育法上明記をして、その一層の振興を図ろうとするものでございます。

具体的な事務としましては、パソコンの基礎、入門など社会通信機器の操作方法に関する内容から、情報セキュリティー、情報モラルなど情報を適正に扱うための内容まで、多様なテーマについて講座等の開設を行う事務を想定しておるわけでございます。こうした取り組みが、いわゆる情報リテラシーの向上、情報格差の解消、有害情報対策の充実などに資するものと私どもは大きく期待をしております。

現在さまざまな取り組みが市町村レベルでなされておりますけれども、高齢者を対象としたパソコンの基礎的な操作方法を教える講座、あるいは保護者向けにインターネットや携帯電話の危険性留意などについて教える機会を提供するもの、さらには子供を対象としたパソコン教室など、さまざまな取り組みが現在もとり行われているところでございます。

(08/05/21/高井美穂氏(民主)より同趣旨の質問有)

(第5条第13号)

第5条第13号は放課後子どもプランを念頭に置いた規定か。

(08/06/03/水岡俊一氏(民主))

○加茂川生涯学習政策局長

委員御指摘くださいました社会教育法第五条第十三号でございますが、改正教育基本法十三条でございます、学校、家庭、地域住民、三者の相互の連携協力について規定したことを踏まえたものでございまして、具体には様々な形態の活動を想定しておりますが、放課後子どもプラン、放課後子ども教室もその形態の一つだということができようと思います。

ただ、放課後子どもプランのような形で地域社会が子供の教育にかかわっていただくのではなくて、地域の歴史や文化を学ぶための機会の提供を、それ以外の場を提供することもあるわけでございますし、様々な形での、地域が子供たちに体験活動の場所の提供あるいは異年齢交流の機会を提供するという工夫が現在も行われておりますけれども、そういったもろもろの活動を一層推進するために規定の整備を図るものでございまして、放課後子どもプランが想定されておりますけれども、それに限らない規定だということをお理解いただきたいと思います。

(第5条第15号)

第5条第15号の趣旨如何。

(08/05/21/石井郁子氏 (共産))

○加茂川生涯学習政策局長

この規定は、教育基本法第三条におきまして、生涯学習の理念として、生涯にわたり、あらゆる機会、あらゆる場所において学習することができることと並びまして、その学習の成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない旨規定されたことを踏まえたものでございます。教育委員会の事務といたしまして、地域の住民に対し、社会教育に係る学習の成果を活用して行う活動の機会を提供する事業の充実等について規定するものでございます。

例えばでございますが、具体の事例としましては、平成二十年度新規事業としてお認めいただいております学校支援地域本部事業のような取り組みを想定した規定と御理解いただきたいと思います。

学校支援地域本部による活動は、社会教育か学校教育か。

(08/06/03/植松恵美子氏 (民主))

○加茂川生涯学習政策局長

学校支援地域本部事業についてでございますが、これは第一義的には学校の教育活動を支援することを目的としておるわけでございますが、学校教育の分野に属するという整理ができようかと思えます。

委員御指摘にございましたように、教員が一人一人の子供に向き合う時間の拡充を図るということをまずねらいとしながら、そうしますと、子供たちにとって地域の大人がかかわることで多様な教育機会が確保できる、あるいはきめ細やかな教育の展開が期待できるといった意味で教育の充実が図られるものと考えておるわけでございます。

ただ、見方を変えまして、参加するその住民、地域住民の側から見ますときには、自らの知識や経験を子供の教育に生かすという場にもなるわけでございます。生涯学習の成果を評価してもらえる機会ともなりますし、人によっては生きがいくくりにもつながるものと考えておるところでございます。

そうしますと、この意味では、学校教育の充実と同時に社会教育の成果を生かす場の拡充にもなると考えておりまして、学校教育、社会教育の両面からの意義を持つと考えておる次第でございます。

学校運営協議会や学校評議員制度と学校支援地域本部の関係如何。

(08/06/03/義家弘介氏 (自民))

○渡海文部科学大臣

(学校評議員)と(学校)運営協議会というのは、違いは分かりますが、なぜまたこんなをつくるのという意識を当時実は私は持ちました。五年前か六年前だと思います、副大臣だったと思いますが。しかし、やっぱりこの運営にかかわっていくという形が、どういいますか、要するに勧告ができるということとそうでないというのは、実は評議会はあるけれども、物は言うけれども何も聞かれないという、こういう状態があったわけですから、ここは私は改善されたんだろうと思います。残念ながら、このコミュニティ・スクールはまだ全国的には広がりを見せておりません。水岡先生いらして恐縮ですが、兵庫県はまだゼロでございます。

こういうことも考えれば、きっちりとこれはやっぱりやっていくことが必要なんだろうというのが正直な意識でございます、この地域支援本部とはやっぱりそこが少し違うんだということは御理解をいただきたいと思います。

なお、趣旨の徹底というのは我々も今後とも図っていきたいと考えておるところでございます。

○加茂川生涯学習政策局長

委員御指摘の三つの制度はそれぞれ制度の目的に違いがあるかと思えます。

学校評議員は、地域の住民等が校長の求めに応じて学校運営に関し意見を述べるができるという制度でございます。これは設置者が定めるところにより評議員を置くことになってございますが、既に多くの学校で普及している、設置が進んでおるところでございます。

また、学校運営協議会のお話ございました。これも地域がかかわってまいります、地域住民や保護者等によって構成される合議制の機関でございます、校長の学校運営の基本方針を承認すること、あるいは教職員の任用、人事でございますが、任用に関して一定の意見を述べるができることが法律上の権限として定められておるものでございまして、これも教育委員会の判断により導入できる仕組みでございます。

この二つは言わば、いずれも学校運営に関して地域住民が参加、参画していく仕組みということができようかと思えます。二つの制度、若干その程度の差はございますけれども、学校運営にかかわっていくという仕組みでございます。

これに対しまして、今お話にございました学校支援地域本部でございますが、学校運営に直接かかわるのではなくて、学校教育活動の支援を目的として学校からの要請に応じて支援活動を行うものでございまして、ですから学校運営に直接参画するものではないという点に違いがあるかと思えます。この事業はあくまでも学校の支援要請に応じて協力を申し出るものでございまして、支援要請を超えて学校運営に関与するものではないということを是非御理解いただきたいと思っております。

具体的な仕組みについてはもう御案内かもしれませんが、各自治体、地方公共

団体や学校の判断によりまして、地域や学校の実情に応じて工夫をしていただくことが第一と考えておるわけですが、いろんな実施形態がございますけれども、例えば御指摘にございました学校運営協議会が置かれている学校でこの学校支援地域本部を実施する形態はどうなるのかと。いろんなことが考えられますけれども、その学校運営協議会がこの本部運営に積極的にかかわっていく、又は密接な連携を図りながら本部事業の運営にかかわっていくということもケースとしては考えられることだと思っております。

○渡海文部科学大臣

私は最近、この統廃合問題というのを少しもうちょっと深く掘り下げてみようというふうに思っております。それは、ただ単に地域の学校の単位が、何ていうんですかね、距離がどうのこうのとかということだけではなくて、教育的意義として、例えば一定規模というのが要るんじゃないかという問題意識を持っているからなんですね。それはもちろん地域の理解が第一でございますから、そういった意味で強制はできないわけですが、例えば最低でもこれぐらいの規模は学校は要るんじゃないかといったような意識の議論というのは余りなされていないんですね。そのことを考えたときに、もう少し深掘りで、我が省としてもこの議論を起こしていかなきゃいけないというふうに思っております。

ただ、そのことと今回のこの支援本部、このことを、今これができないとじゃ立ち上がれないかといえ、そこは、今の段階でどういう規模があって、どういう単位であれば立ち上げやすいか、また立ち上げられるか。今年は千八百か所でございますから、全市町村ですね、それに一つ持って、やっぱり教育委員会としてもこういった問題に取り組んでいただきたいという意識で予算措置をしておるわけでございますけれども、これは大きいところも小さいところも一か所ということになりますと、単位ということになりますと随分複雑なわけですね。しかし、立ち上がりの段階においてこういうことはあっても仕方ないんじゃないかと。そういうこととこの統合の問題というのは、もちろん関係はするんですけれども、少し分けて考えてこういったものやっていたらどうかというふうに思います。

○加茂川生涯学習政策局長

学校教育におきまして、家庭教育との密接な連携を図りながら一人一人の子供に行き届いた教育を実施するために保護者の積極的な参加、協力を得ることは不可欠の要件であると考えておるところでございます。地域の協力を得ながら学校や教職員を支援する学校支援地域本部におきましても保護者の理解は不可欠でございます、その協力を得ることで学校、家庭、地域社会の密接な連携の下での学校教育の十分な成果を期待できるものだと思っておるわけでございます。

P T Aは、申すまでもなく、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とした任意団体でございます、これまでも学校を支える存在として重要な役割を果たしてきたと思っておりますし、その重要性は今後も変わらないと思っておるわけでございます。

委員からは、P T Aの在り方、上部組織との関係について事例のお話ございましたけれども、そういった在り方についても、P T Aが本来の設置目的を踏まえながら自主的にどう活動していくか、又はどう上部団体、全国組織とかかわっていくかといったことも主体的に判断すべき事柄ではないかと思っておるわけでございます。

そこで、P T Aがこれまでの経験、実績を踏まえてこの学校支援地域本部の中核的な、中心的な担い手の一つとして積極的に参加していただけますこと、さらには、地域との連携の言わば橋渡し役といえますか、ある意味コーディネートの機能を果たしながら協力していただけることを私どもとしては大きく期待をしておるわけでございます。

学習成果を活用する機会の提供は、自発的であるべき学習に行政が枠をはめることとなるのではないか。
(08/05/21/石井郁子氏（共産）)

○加茂川生涯学習政策局長

先ほど御説明いたしましたように、この規定は、教育委員会の事務として、地域の住民に対して、社会教育に係る学習の成果を活用して行う活動の機会を提供する事業の実施等について規定をするものでありますが、ここで想定をしております学習した成果の活用についてでございますが、あくまでも学習者本人の意思に基づいて、または本人の選択した方法によって行われることは当然の前提でございます。行政が学習の成果について型をはめて押しつけるといった前提に立つものではございません。

社会教育の振興を図ることの任務は教育委員会が負っておるわけでございますが、社会教育施設の設置、運営、学校施設の利用等、さまざまな方法によって教育委員会がこれら学習のあるいは活動等の機会を提供するための事業を行うことを想定しておるものでございます。

繰り返しになりますが、この機会を利用して個々人が参加する際は、あくまでもみずからの意思、みずからの選択によって学習することができるということでございまして、あくまでも機会の一つでございます。この提供をもって個々人の学習への勧誘を行ったり、または学習内容を一定の方向に導く、誘導するといったことは全く考えていないところでございます。

◆社会教育法第9条の4（社会教育主事の資格）

実務経験の範囲の拡大の趣旨如何。

(08/05/21/高井美穂氏（民主）)

○加茂川生涯学習政策局長

今回、改正案として御提言をしておりますのは、社会教育施設の事業の充実、あるいはその施設相互間の連携協力の一層の推進を図るために、社会教育に関する専門的職員となる資格を得ることに当たりまして、専門性を確保するために講習を受講すること等に加えまして、いわゆる実務経験を必要とする場合がございます。こういった場合に、このような実務経験として他の社会教育に関する専門職に三年以上あったことも評価しようとするものでございます。

例えばでございますが、社会教育主事の資格を得るための実務経験としまして、社会教育主事補だけではなくて、司書や学芸員等としての実務経験を評価できるようにする必要があります。これも中教審答申にございましたので、これを踏まえて御審議をいただいております。

◆社会教育法第13条（社会教育委員）

13条の改正により、社会教育委員を置かない地方公共団体が増えるのではない か。 (08/05/21/石井郁子（共産）)

○加茂川生涯学習政策局長

今回の第十三条の改正についてでございますが、社会教育に係る補助金交付に際して、社会教育関係者等外部の有識者から成る合議体の意見を聞く仕組みを維持しつつ、地方分権や規制緩和の観点から、意見聴取の対象となる機関の拡大を図るものでございます。その意味では、委員御指摘のように、規制緩和の流れに沿った対応ということが言えると思います。

これまで意見聴取の対象であった社会教育委員の設置についてでございますが、現行法上も各地方公共団体の判断による任意設置の性格を持っておるものでございまして、社会教育委員を置くかどうかは第一義的には各地方公共団体が判断すべき事柄と言わざるを得ないわけでございます。

ただ、このような社会教育委員でございますが、これまで高い設置率が維持されてきましたのは、この十三条に基づく補助金審査ということもございますけれども、これも委員がお触れになりました社会教育委員の役割でございますが、社会教育に関する諸計画の立案あるいは青少年教育に関する助言と指導を行うといった、こういう重要な役割が正しく評価されたもの、それが背景にあるものと認識をいたしておるわけでございます。

こういった役割の重要性については今後も変わるものではないと私どもは考えておりますので、この重要性を踏まえたその改正の趣旨についても、今後とも関係団体、関係方面に十分周知を図りまして、社会教育の振興に努めてまいりたいと思っております。

社会教育委員未設置の自治体へのこれまでの働きかけ如何。

(08/05/23/田島一成氏 (民主))

○加茂川生涯学習政策局長

社会教育委員は、個人に委嘱されるわけでございますけれども、社会教育行政に広くその地域の意見等を反映させるという観点、あるいは、社会教育委員としては、その豊富な知識経験を生かしながら、社会教育に関する計画の立案あるいは社会教育に関する諮問に対して答申を提出していただく、さらには、青少年教育に関する助言指導を行うといった広範な役割が期待されておるわけございまして、社会教育振興の観点からは大変重要な役割を担っていただいております。

この観点からしますと、御指摘のような未設置の県あるいは町村があることも事実でございます。ただ、率を申し上げますと、これは十七年の数値でございますが、都道府県では、この時点で四十六都道府県、九十八%設置されておりますし、市町村、少し古い数字になりますが九十六%以上設置をされておりますから、数値としてはそれほど遜色ないとは思いますが、社会教育委員、またはこの制度の重要性を考えますときに、私どもとしては、未設置の自治体に対してこの制度の重要性を再度御理解していただくための周知を図りながら普及に努めていきたい、社会教育委員制度の活性化にも努めていきたいと思っております。

具体の活性化の方策としましては、最近の例でございますが、平成十三年の社会教育法の改正の際に、社会教育委員として委嘱される者として、先ほど申しました「家庭教育の向上に資する活動を行う者」というものを加えたところでございまして、社会教育委員制度についても必要な見直しを逐次行ってきておりますことも御理解をいただきたいと思っております。

各教育委員会におきましても、社会教育委員の活性化につきましては、研修活動でありますとか、活動内容の広報活動でありますとか、さまざまな工夫をしていただいております。ただ一方で、社会教育委員の構成を見ますときに、平均年齢が高いでありますとか、日常活動が必ずしも活発でないといった課題もあることを承知しておりますので、社会教育委員制度の重要性を改めて地方公共団体に御理解をいただきながら、十分連携を図りつつ、本来の役割が果たせるように努めていきたいと思っております。

◆その他社会教育法関係問
(社会教育の所管)

社会教育は教育委員会で行うという原則は変わらないという理解でよいか。

(08/05/21/石井郁子氏(共産))

○渡海文部科学大臣

先ほどから先生が御議論されていますように、中立性ということは非常に大事なことで私は思っております。(中略)中立性というのは何に対して中立か、あらゆるものに対して中立でなければいけない。要するに、学校寄りでもいけないわけでありまして、それから、首長寄りといいますか、行政寄りでもいけない。そういった意味で、この教育委員会の事務局というのも首長に移管するというふうには余りなじまないだろうと私は思いますし、中立性を保つためにも現行のもので行っていただきたいというふうに思っております。

ただ、教育委員会の中立性ということに関しては大変疑問が投げかけられているということもしっかりと我々は考えながら、これからの教育委員会に対して指導していかなくちゃいけないというふうに考えております。(中略)教育委員会もそういった意味で、去年は法律も変えたわけでありまして、そういったしっかりとした運営を各都道府県教育委員会はやっていただきたいというのが正直な私の気持ちでございます。

(社会教育主事)

社会教育主事の資格要件における司書教諭の位置づけ如何。

(08/06/03/水岡俊一氏 (民主))

○加茂川生涯学習政策局長

司書教諭につきましては、従来から、すなわち現行の規定におきましても、一定の実務要件と、委員お話にございました社会教育主事講習の修了等によりまして社会教育主事への登用が可能となっております。

具体的に申し上げますと、やや条文、細かな御説明になって恐縮でございますが、現行第九条の四第二号の規定でございますが、教育職員の普通免許状を有し、かつ五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職、具体には教諭等でございますが、にあった者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者は社会教育主事の資格要件を満たすという規定があるわけでございます。

一方で、学校図書館法におきましては司書教諭は教諭等をもって充てることとなっておりますわけでございますから、司書教諭が、通常はそうだと思いますが、教育職員の普通免許状を有しておりますれば、司書教諭としての実務経験と先ほど申しました講習の修了によって要件を満たすことになるわけでございます。ですから、現行の規定でも司書教諭は社会教育主事になる資格を有しておりますし、登用されることは可能だということでございます。

また、仮にでございますが、教育職員の普通免許状を有していない司書教諭があったとしました場合にも、現行の同条の規定、すなわち社会教育法第九条の四第四号の規定に基づきまして、講習の修了後、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験を有すると都道府県の教育委員会が認定することによっても社会教育主事の資格要件を満たすことになるわけございまして、普通免許状を有している場合ももちろんでございますが、有していない場合についても教育委員会の認定行為で可能になっておるとというのが現行の規定でございます。

■ 図書館法

◆第5条（司書及び司書補の資格）

（図書館に関する科目の省令による規定）

図書館に関する科目をどのように見直す予定なのか。

（08/05/21/高井美穂氏（民主））

○加茂川生涯学習政策局長

この養成科目につきましては、現行の制定された時点から見ますと、既に十年が経過しておるといふ事情がございます。この間、社会の変化もございましたので、これらに対応し、新しい図書館に対する展望を持って現状を積極的に改革していく人材、こういった司書を養成していくことが求められると思っておりますが、その際には、いわゆる養成科目の見直しを検討する必要があるという指摘もいただいておりますのでございます。

私どもとしましては、こういったことも踏まえながら、今日の図書館の現状、課題を把握、分析すると同時に、生涯学習社会における図書館のあり方について調査研究を行っておりますのでございますが、このための検討協力者会議を平成十八年九月に設置をいたしております。この中で、御指摘の図書館に関する科目についても現在御議論をいただいておりますのでございまして、まだ意見のまとめり段階まで至っておりませんが、本年夏以降に、そういった時期を目途に報告をまとめていただければありがたいと思っておりますのでございます。

その際には、私どもとしましては、今回の法案の御審議での国会での御意見、あるいは協力者会議で出される意見がまず前提になるわけでございますが、さらに、図書館関係団体、あるいは図書館職員のみならず、御指摘の司書養成を行っている大学等も含めまして、幅広く関係者から意見を伺って、科目内容の見直しについて検討を進めていきたいと思っておりますのでございます。

◆第7条（司書及び司書補の研修）

司書・学芸員の研修は、具体的にどのような内容を想定しているのか。

(08/05/21/高井美穂氏（民主）)

○加茂川生涯学習政策局長

まず、図書館は、資料の貸し出し等を行うとともに、その地域のビジネス支援のためのレファレンスサービスの充実など、住民の多様化、高度化するニーズに適切にこたえる必要が高まっておるわけでございます。また、博物館についてでございますが、資料の展示を行うとともに、我が国の伝統文化あるいは人類の知的資産を将来、後世に伝えるため、常に保存技術に精通する必要があるわけでございます。

こういった課題を踏まえながら、司書や学芸員の資質、能力の向上を図るための研修機会を十分確保することが求められておると認識をいたしてございまして、今御指摘のように、今般の御審議いただいております法案におきましては、文部科学大臣及び都道府県教育委員会の研修の努力義務規定を設けることについて御提案をさせていただいております。

具体にでございますが、文部科学省としましては、文部科学大臣が行う研修ということでございますが、図書館については、例えばでございますが、著作権問題などの法律問題、あるいは図書館資料の電子化への対応といった課題もございます。博物館につきましても、保存科学に基づく資料の保存など、地方公共団体にとっては必ずしも情報が十分ではない、あるいは先進的な知見等が必要とされる分野、課題等があるわけでございますが、こういった課題、テーマにつきましても、館長でありますとか指導的立場にある司書や学芸員等を対象に、文部科学省として研修を行うことを現在考えておる次第でございます。

また、都道府県レベルにおける研修もあるわけでございますが、都道府県におきましては、域内の図書館あるいは博物館の連携の促進を図るなど、広域行政の推進の観点から研修を行うことを想定しておるものでございます。具体的な研修の実施方法等につきましても、それぞれ地域の事情がございますので、事情等も勘案しながら、個別に判断させていただくことを考えておるわけでございます。

研修については、財政力格差が影響を及ぼすのではないか。

(08/05/21/高井美穂氏 (民主))

○加茂川生涯学習政策局長

先ほども御説明申しましたように、具体的な研修の実施方法等につきましては、それぞれの地域の実情を踏まえて、地域ごとに御判断をしていただくことになるわけですが、お話にございました必要な経費につきましては、一般の研修につきましても任命権者が費用負担をしながら行うのと同様に、図書館や博物館にかかわります研修についても、実施主体が負担することになるわけでございます。

ただ、その際に、いわゆる地方の財政事情等、地域の事情によってはいろいろな差が出ることも心配をされるわけでございます。公務員の研修について申し上げますと、その任命権者が研修を行う仕組みは、司書や学芸員に限ったものではなくて、公務員一般について同じような状況に置かれているものだと理解をいたしております。ただ、この司書、学芸員につきましては、先ほど来御説明申し上げておりますように、専門的な知識、経験が求められるわけでございますから、こういった職員については、期待される職責を十分に果たすために必要十分な研修機会が用意されるべきだと私どもは考えております。

このため、地方公共団体間の研修の取り組みの差によってその専門性の維持が損なわれる、または失われるということは必ずしも好ましいことではないと言わざるを得ないわけございまして、地方事情いろいろあろうかと思えますけれども、任命権者の地方公共団体におかれましては、研修の意義を十分御理解いただいて積極的に取り組むことを期待申し上げますし、私どもとしては、それを促してまいりたいと思っております。

専門性を持っている人材を生かせる環境の整備が必要ではないか。

(08/05/21/高井美穂氏 (民主))

○渡海文部科学大臣

できるだけ適正な指導をし、なおかつガイドラインに乗ってやっていただきたいという事は我々も強く申し上げたいと思いますし、また、地域がそういった意識を持っていただいて、今回の法改正の中でやはり一番いいのは、ある種の情報公開をちゃんと住民に対してしなさいよという部分があります。これは、私はきくだらうなど。要は、うちの図書館というのはこういうところが欠けているのかということをして住民がよくわかるわけでありますから、そういったことを通じて、地域の行政が、やはり我々は図書館をもっとやらなきゃいけない、こういう形になっていくことがこれからの時代の一番大事なことだというふうにも思います。ただ、我々は、指導はしっかりしていきたいというふうに思っております。

◆第7条の2（図書館の設置及び運営上望ましい基準）

望ましい基準を私立図書館に適用することは、自主性・自立性に影響を及ぼさないか。 (08/05/21/高井美穂氏（民主）)

○加茂川生涯学習政策局長

私立図書館の数は現在二十四館ございます、数として決して多いとは申せませんが、個々に見てみますと、例えば女性専用図書館でありますとか、我が国唯一の雑誌図書館でありますとか、さまざまな特色ある有意義な取り組みが行われているものが私立図書館だと理解をいたしております。

御指摘のございました、今回、新設をお願いしております図書館法第七条の二の規定でございますが、これまで公立図書館の設置及び運営上望ましい基準についてのみ規定しておりました現行の十八条を削除いたしまして、この第七条の二におきましては、私立図書館も含めた基準として新たに規定をしようとするものでございます。

図書館の健全な発達を図るために、その設置及び運営上望ましい基準を定めることによって運営改善に努めてもらえる場合、利用者の立場から見ると、公立、私立の別はないと考えておまして、今回、私立図書館もその基準の対象と考えるべきであるという基本的な認識に立っておるものでございます。

私立図書館につきましては、設置する公益法人が主体として認められるということをお先ほど申しましたけれども、公益法人の場合には、これは税法上の観点でございますが、固定資産税等の税制上の優遇措置が講じられておりますので、こういった公益性の観点からも、一定の図書館サービス、図書館奉仕について期待をしながら、基準の適用があるということも考え方に合理性があるのではないかと考えておる次第でございます。

その一方で、これも御指摘のございました図書館法二十六条との関係でございます。この条文は、国や地方公共団体は、私立図書館の自主性を尊重して、その活動に不当に干渉してはならないという大きな原則を示しておるわけでございます。しかしながら、その七条の二で御審議をお願いしております望ましい基準は、あくまで各図書館、これは公立図書館も私立図書館もでございますが、各図書館が自主的な取り組みを行う上で指針として利活用していただくものという性格でございます。この基準が私立図書館に対する不当な干渉とは当たらないもの、私どもとしましては、この基準のもとでも各私立図書館がその自主性や自律性に基づいた運営を維持できる、悪影響を及ぼさないものと理解をしておるところでございます。

◆第7条の3（図書館の運営の状況に関する評価等）

図書館の評価の趣旨如何。

(08/05/23/石井郁子氏（共産）)

○渡海文部科学大臣

この評価と情報提供というのは、私も突っ込んでかなりレクを受けました。やはり一つの大きな意味は、状況が情報公開されることによって、その中身が、すべてとは言いませんよ、でも、かなり明らかになる。明らかになるということで、住民がその図書館の内容について知ることができる。知ることができることによって住民の意見というのが現実には出てくる。私はそう思っております。

いろいろな説明を聞きましたけれども、やはり詰めていくと、そういった中で、今先生がおっしゃったような実態も明らかになってくるわけでありまして、基本的ないわゆる地財措置というのは行われているわけなんですね。ただ、それがどう使われているかということになりますと、結果的には必ずしも、配置をされているところも配置をされていないところもある。

地方自治体にとって、この評価が出てくるということは、自治体が図書館行政をないがしろにできない、そういった意味では効果があるというふうに私は受けとめました。これは、この情報提供というものが今後行われた段階でいろいろ明らかになってくるというふうに思いますが、そのことを情報公開の意味、また評価、調査の意味だというふうに私は理解をいたしております。

図書館法第7条の3の図書館の評価とは、具体的にどのような内容を想定しているのか。
(08/05/23/石井郁子氏(共産))

○加茂川生涯学習政策局長

図書館奉仕の水準の維持向上でありますとか、図書館運営の適正確保等を図るために、御指摘のございました七条の三におきましては、図書館についての評価と、それによる運営状況の改善に努めることを規定しようとしたところでございます。ただ、具体的な評価の内容につきましては、第一義的には評価の実施主体である図書館が定めることを私どもは考えておるところでございます。

評価の項目についてでございますが、一般的には、来館者・利用者数、蔵書数等がまず考えられるわけでございますが、このほかにも、例えば住民の利用状況、所蔵資料、図書館サービス、図書館資料のレイアウト、施設、職員等についてそれぞれ点検項目を設定いたしまして、定量的または定性的に評価を行うことが考えられると思っております。

また、利用者、住民の満足度についても調査を行うといったことで、多面的、多角的な評価に資することになるのではないかと考えておるところでございます。

評価は国が行うのか。それとも、自己評価としてそれぞれの図書館に任せるのか。
(08/05/23/石井郁子氏（共産）)

○加茂川生涯学習政策局長

この評価は、評価主体であるのは各図書館でございますから、図書館が評価を行う。その際に、どういった評価項目で評価をするかといったことも図書館が判断をしていたこととなります。

図書館自身で評価をするということについて、図書館同士で連携をするということも私どもは期待をしております。図書館関係の団体が評価、点検項目について各図書館に支援をする。例えばガイドラインを自主的に定めて支援をするといったことも視野に入れながら、私どもはこういったことを支援する立場をとっていきたいと考えております。

◆第15条（図書館協議会）

「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とは具体的にどのような者を想定しているか。 (08/06/03/水岡俊一氏（民主）)
--

○加茂川生涯学習政策局長

図書館協議会でございますが、この組織は、図書館の運営に関しまして館長の諮問に
応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につきまして意見を述べる機関として置かれ
ているものでございます。現行制度上は、この協議会の委員としましては、学校教育及
び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から委嘱することとされておるものでござい
ます。

しかし、最近でございますが、図書館が家庭教育支援に果たす役割の重要性が高まっ
てきておるわけでございますし、今後、図書館が家庭教育の向上に資する事業をより一
層充実させていく必要があると私ども考えてございまして、家庭教育の関係者を通じ
て、親を始めとしますニーズを図書館サービスに、図書館奉仕に反映させていくことは
大変意義があるものと考えておるわけでございます。

こういった考えに従いまして、御指摘の、家庭教育の向上に資する活動を行う者を図
書館協議会の委員として委嘱できる範囲に追加をしようとするものでございます。

（中略）具体にはいろいろ地域での御判断があらうと思いますが、私どもが想定して
おりますのは、一つには、子育て中の親の交流、情報交換のためのネットワークについ
て経験、推進に携わっておられる方々、例えばPTA、子育てサークル、子育て関係N
PO等でこういった家庭支援に取り組んでいる方々が一つ想定されるのではないかと思
っております。

また、子育てに関しまして、親等、保護者等からの相談に対応している者も、例えば
教育委員会には家庭教育相談事業に従事しておる相談員等がございますけれども、こうい
った方々も委嘱すべき者として想定されておるわけでございます。また、子育てに関す
る情報提供、様々な形態で現在行われておるわけでございますが、こういった情報提供
事業に携わっている例えば子育て情報誌の編集者、こういった方々を今回追加すべき者
として想定をしておるところでございます。

◆その他図書館法関係問

(総論)

公立図書館整備促進の現状に対する所見如何。(08/05/21/逢坂誠二氏(民主))

○加茂川生涯学習政策局長

公立図書館の整備状況について御説明申し上げたいと思います。

現在、公立図書館は全国に二千九百五十五館設置をされておりました。先ほどのお話にもございましたように、各地域における生涯学習推進のための重要な拠点となっております。

委員御指摘なさいましたように、関係団体の調査によりますと、諸外国と比べまして整備状況がおくれているというデータもあるわけがございます。これを子細に見てみますと、町村レベルにおける設置率が依然として低い状況にございまして、その機能が十分に発揮されているという状況とは言いがたいと思っております。

具体的に数字を見てみますと、千八百十町のうち六百三十六町、設置率が五十三・九％。村の場合には、二百九十五村のうち六十五村、設置率がわずか二十二％でございまして、やはりこの数字を見ても十分とは言えないと思っております。

○加茂川生涯学習政策局長

図書館の設置、廃止、あるいはその具体的な事業の内容というものにつきましては、第一義的にはその設置者、具体には地方公共団体がそれぞれ判断、定めるものでございまして、各館の運営もその地域の実情に応じて行われている、運営されているものと認識をいたしておるわけでございます。

図書館の設置につきましては、実はかつて社会教育施設整備費補助金というものがございましたが、これは既に平成九年に廃止されておるわけでございます。公立図書館を整備しようとした際には、現在では、起債等の手段をもちまして、各地方公共団体が単独で整備をすることとなっております。

公立図書館の整備がどんどん進んでまいりまして、主要諸国に比べて遜色のない整備状況が実現することは、委員御指摘のように、私どもとしても望ましいことと考えておるわけでございますが、何より地方自治体のまず判断があるということを前提に考えますとき、私どもとしては、地方公共団体の取り組みがより進んでいくように、これを促すことに今努力をいたしておるところでございます。具体には、その公立図書館の建築等に活用できる支援策等の紹介、情報を提供することによりまして、そういった取り組みを促しておるところでございます。

(図書館法第9条)

政府は図書館法第9条をより確実に遵守すべきではないか。

(08/06/03/植松恵美子氏(民主))

○渡海文部科学大臣

法の趣旨にのっとり、各省庁にもきっちりと徹底するように我が方が努力をさせていただきます。

○加茂川生涯学習政策局長

この図書館法九条の趣旨でございますが、公の出版物を優先的に公立図書館に提供することによりまして、一般の国民に対する広報の用に供しようとする趣旨であると理解をいたしております。

ここでは都道府県立の図書館が対象になってございますが、都道府県立図書館は、都道府県内の図書館サービス、図書館奉仕の中心となることが期待されておりますために、第一項のような規定、委員御指摘のような規定になっておるわけでございます。

この規定の趣旨からしますと、私どもとしましては、委員御指摘のような実態も今心配されておりますので、まず実態把握に努めたいと思っておるわけでございますが、今の九条の条文の趣旨の普及を関係方面にまず働きかけたいと思っておりますし、刊行物を発行する省庁の理解、協力を求めながら規定の趣旨の実現に努力してまいりたいと思っております。

(08/05/21/逢坂誠二氏(民主)より同趣旨の質問有)

(司書)

司書の役割如何。(08/05/21/日森文尋氏(社民))

○加茂川生涯学習政策局長

図書館が地域住民の身近にあって、図書その他の資料を収集、整理、保存して、その提供を通して住民の個人的な学習を支援するという役割を担っておりますこと、これに加えて、特に近年では、地域が抱える課題の解決、具体には、医療、健康、福祉、法務等に関する課題解決あるいはこれらに関する情報提供、さらには地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことが求められておるわけでございます。こういった図書館の役割の高まりに対応する形で、その専門性を備えた司書の役割も一層高まっていると言うことができると思っております。

利用者の観点から見ますと、利用者のニーズが大変多様化、高度化する、こういう状況に対応して、司書がその知識や経験を十分生かしてその職責を果たすことが求められていると私どもは認識をいたしておるわけでございます。

司書資格取得者数の現状如何。そのうちどのくらいが司書として採用されているのか。
(08/05/23/石井郁子氏 (共産))

○加茂川生涯学習政策局長

司書の養成課程を設置している大学の数でございますが、これは、最新、平成十九年度末現在で、短期大学を含めまして二百十九大学でございます。この大学で資格取得ができていない者の数でございますが、約九千百名でございます。

ただ、司書の資格を取得する方法は、その大学での養成課程を修了する以外にも、主に社会人を対象とした司書講習において資格を取得する方法がございます。この講習の修了者が約千二百名でございますので、合わせて約一万名が司書資格を取得していると言いうことができるだろうと思います。年間約一万人ということでございます。

このうち、実際司書としてどのくらい採用されておるかということも御質問いただいたわけでございますが、毎年調査しておるデータが残念ながらございません。

私ども手元でございますのは、大変古くて恐縮でございますが、約十数年前になりますが、平成三年の数値で申しますと、公立図書館あるいは学校図書館等の図書館関係職員に採用された者が、この時点で約四百名あることがわかっております。ただ、このときの資格取得者が、母数としましては約八千八百人でございますから、そういった関係で大体现在も比率になっておるのではないかと、理解できるのではないかと考えておるところでございます。

図書館全体の約3分の1に専任司書が配置されていない現状をどのように評価しているのか。
(08/05/21/日森文尋氏(社民))

○加茂川生涯学習政策局長

御指摘のように、専任の司書の配置が十分ではない状況も見られるわけでございます。現在、公立図書館は全国に二千九百五十五館ございますけれども、専任司書が配置されていない館が九百七十二館、率にしますと約三十三%あるわけでございます。

図書館法では、公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体が必要と認める専門的職員等を置くことが規定をされておるわけでございます。また、先ほど来申しておりますけれども、公立図書館に関します望ましい基準でも、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保することを定めながら促しておるわけでございます。

ただ、残念ながらと申したらよろしいのでしょうか、個々の司書の配置につきましては、こういった図書館法あるいは望ましい基準の規定等を踏まえまして、設置者である地方公共団体がまず判断すべき事柄と言わざるを得ないわけございまして、それぞれの地域が財政事情を含めましたそれぞれの実情を勘案して、職員の配置あるいは運営の適正化に努めるべきものと認識をいたしておるわけでございます。

(08/06/03/植松恵美子氏(民主)より同趣旨の質問有)

司書の配置について、法律上義務付けること等が必要ではないか。

(08/05/21/日森文尋氏 (社民))

○加茂川生涯学習政策局長

専任司書の配置について義務づけを行ってはどうかという御提言もございました。そういったことにつきましては、今申しましたように、設置者である地方公共団体がまず司書の配置について判断すべきである。その背景として、地方の財政負担についての判断あるいは地方の裁量を尊重すべきであるという地方分権の流れ等を考えますときに、総合的には、義務づけについてはなかなか困難な点が多いと言わざるを得ないのではないかと考えております。

(08/06/03/植松恵美子氏 (民主) より同趣旨の質問有)

○加茂川生涯学習政策局長

社会教育の在り方、図書館の設置運営もその代表的な例でございますが、これにつきましては国と地方公共団体がやはり役割分担をしながら振興策を講じていく必要があるんだと思っております。

委員御指摘のように、国がより積極的に社会教育のある振興分野について関与するというのも一つのお考えかと私どもは理解いたしますけれども、現在の図書館法の仕組みは、専門的職員の配置について言えば、教育委員会、地方公共団体が必要と認める専門的職員を配置するということが建前になってございまして、地域の主体的判断を尊重する制度になっておるわけでございます。

私どもとしては、国と地方の役割分担を前提に考えますときに、今の地方の裁量、判断を損なうような制度設計、見直しをするといったことについては現時点では慎重でなければなりません。国としては、地方の判断を尊重しながら必要な経費について地財措置等を講じるという役割を今担っておりますし、それに当たっておるわけでございます。

図書館長の資格要件として、司書であることを義務づけるべきではないか。

(08/05/21/日森文尋氏 (社民))

○加茂川生涯学習政策局長

文部科学省としては、公立図書館の設置、運営については、地方がまず判断をする事柄であるということ踏まえながら、望ましい運営については基準を定めまして、ガイドラインを定めまして、地方を誘導する、取り組みについて促しをしてきた、これからもしていきたいというのが基本的な立場でございます。

地方の取り組みも実はさまざまございまして、地方自治体、特に首長の御判断によるところが大きいと思いますが、図書館行政を県レベルで、あるいは市レベルで、まちづくりの中核に位置づけながら積極的に取り組んでおられる例もございまして、そういったよい事例を情報提供しながら、各自治体の公立図書館振興に役立つ取り組みをしていきたいと思っておりますので、まずそのことを申し上げておきたいと思っております。

図書館長の資格要件についてでございますが、(中略)平成十一年の地方分権一括法における改正におきまして、国庫補助を受ける場合の図書館長の司書資格要件に関する規定が削除をされたという経緯があるわけでございます。このため、公立図書館の館長の資格要件として改めて司書であることを義務づけることは、この地方分権一括法あるいは地方分権の流れと一致せず、適切ではないのではないかと考えておる次第でございます。

ただ、先ほど来申しております望ましい基準におきましては、私どもとしましては、「館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。」と示しておるところでございます。具体的には、図書館長としましては、図書館についての専門的な知識に加えて、経営力あるいはリーダーシップ、さらには説明能力といったさまざまな資質、能力が求められるわけでございますから、こういった事柄を勘案しながら、多様な観点から人物評価を行った上で、個々の地方公共団体に適切に任命される必要があると考えておる次第でございます。

(08/05/21/逢坂誠二氏 (民主) より同趣旨の質問有)

(指定管理者制度)

公立図書館の指定管理者制度導入の実態について、どのように評価・認識しているか。またどのように今後取り組んでいくべきと考えているのか、所見如何。

(08/06/03/植松恵美子氏(民主))

○渡海文部科学大臣

指定管理者制度の導入の経緯というのは委員よく多分御存じなんだろうと思います。その上に立って、今、十七年度、少し古くなりますが、この社会教育調査によりますと、公立図書館への指定管理者制度の導入率というのはまだ一・八%なんですね。その最大の理由は、やっぱり今御指摘がございました、大体指定期間が短期であるために、五年ぐらいと聞いておりますが、長期的視野に立った運営というものが図書館ということになじまないとか難しいということ、また職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなる、こういう問題が指摘されておるわけがございます。やっぱりなじまないということで一・八%なのかなというふうに私は受け止めております。

そういった点からすれば、今懸念されているような問題、こういうものがやっぱりちゃんと払拭をされて指定管理者制度が導入されるなら導入されるべきであろうと。指定管理者制度を導入するかしないかというのは、これもさっきの意味とは違った意味で、一義的にはやっぱり地方自治体が判断をすることでありますから、しろとかするとかこれは国が言うことは本来の指定管理者制度の趣旨にそぐわないわけでありますから、やっていただくということであろうとは思いますが、先ほど言ったような図書館に指定管理者制度を導入されるということであれば、先ほど言いましたような点について、しっかりとそういった懸念が起こらないようにしていただいた上で導入をしていただくということが大事なのではないかなというふうに考えております。

■ 博物館法

◆第7条（学芸員及び学芸員補の研修）

司書・学芸員の研修は、具体的にどのような内容を想定しているのか。

(08/05/21/高井美穂氏（民主）)

○加茂川生涯学習政策局長

まず、図書館は、資料の貸し出し等を行うとともに、その地域のビジネス支援のためのレファレンスサービスの充実など、住民の多様化、高度化するニーズに適切にこたえる必要が高まっておるわけでございます。また、博物館についてでございますが、資料の展示を行うとともに、我が国の伝統文化あるいは人類の知的資産を将来、後世に伝えるため、常に保存技術に精通する必要があるわけでございます。

こういった課題を踏まえながら、司書や学芸員の資質、能力の向上を図るための研修機会を十分確保することが求められておると認識をいたしてございまして、今御指摘のように、今般の御審議いただいております法案におきましては、文部科学大臣及び都道府県教育委員会の研修の努力義務規定を設けることについて御提案をさせていただいております。

具体にでございますが、文部科学省としましては、文部科学大臣が行う研修ということでございますが、図書館については、例えばでございますが、著作権問題などの法律问题、あるいは図書館資料の電子化への対応といった課題もございます。博物館につきましては、保存科学に基づく資料の保存など、地方公共団体にとっては必ずしも情報が十分ではない、あるいは先進的な知見等が必要とされる分野、課題等があるわけでございますが、こういった課題、テーマにつきまして、館長でありますとか指導的立場にある司書や学芸員等を対象に、文部科学省として研修を行うことを現在考えておる次第でございます。

また、都道府県レベルにおける研修もあるわけでございますが、都道府県におきましては、域内の図書館あるいは博物館の連携の促進を図るなど、広域行政の推進の観点から研修を行うことを想定しておるものでございます。具体的な研修の実施方法等につきましては、それぞれ地域の事情がございますので、事情等も勘案しながら、個別に判断していただくことを考えておるわけでございます。

◆第8条（望ましい基準）

公立博物館の望ましい基準の今後の改正の方向性如何。

(08/06/03/浮島とも子氏（公明）)

○加茂川生涯学習政策局長

公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準についてでございますが、この基準は他の教育施設と同様に、文部科学省、国として地方公共団体等が取り組むガイドラインを示すものでございますから、この望ましい基準に従ってどのように具体的に組み組んでいただけるかは設置者の判断によることになりまして、ある程度差異が生ずることもやむを得ない性格のものであることをまず御理解をいただきたいと思っております。

現行のこの望ましい基準でございますが、博物館法八条に基づきまして昭和四十八年に告示をした後、平成十五年に一部改正を行ってございます。ただ、現行の基準につきましては幾つか課題があるものと認識をいたしてございます。

一点目としましては、私立博物館が特定公益増進法人として税制優遇措置の対象となるための基準が別に定められておりますので、この両者の整合を図る必要があるのではないかとといった点が一点目。また、二点目としましては、館の種類あるいは設置目的等の違いに配慮した基準、細やかな基準設定の必要があるのではないかとというのが課題でございますし、三点目としましては、利用者の立場から、障害者あるいは高齢者、さらには外国人等の対応に関してもよりきめ細やかな規定をする必要があるのではないかと、そういったもろもろの課題があるのではないかと考えておるわけでございます。

こういったことも前提にしながら、今回の法改正を踏まえた改正の有無も含めまして、望ましい基準の見直しを行うべく、法改正が成立しました後に速やかに私どもとしましては有識者から成る協力者会議を立ち上げまして、ここで御検討いただきたいと思っております。

◆第9条（評価）

博物館の評価の趣旨及び内容如何。

(08/06/03/浮島とも子氏（公明）)

○加茂川生涯学習政策局長

博物館の評価につきましては、現行の望ましい基準、先ほど申しました公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準でございますが、ここにおきましても自己点検評価についての規定がございます。ただ、実施状況を見てみますと、これは古いデータでございますが、平成十六年度に自己評価を行った博物館は、調査対象二千三十館中三十一・五％にとどまっております、望ましい基準でございます自己点検評価が十分に実施されているとは言えない状況にあるわけでございます。

状況としましては、近年よく話題になります行政の透明化でありますとか、またPDCAサイクルによる評価、そしてこれらを運営改善に結び付ける考え方が普及してまいりましたので、公的な機関の自己評価もかなり進んできております。例としてふさわしいかどうか分かりませんが、公立学校における自己評価は、ほぼ一〇〇％に近い実施状況にあるわけでございます。社会の中での位置付けあるいは職員数の違いはございますけれども、学校と同様に、言わば公の存在となっております社会教育施設、博物館につきましても、評価とそれによる運営改善を進めることが必要であるということは論をまたないと思っておるわけでございます。

そこで、今回審議をお願いしてございます改正案におきましても、博物館における評価システムの更なる充実とともに、これに基づく運営改善のための取組を一層促すため、博物館法に、博物館における評価とともに、その結果に基づく運営改善に関する努力義務規定を新たにお願いをしておるわけでございます。

この具体的な博物館の評価についてでございますが、私どもとしては、単に入館数、利用者数でありますとか資料の数だけではなくて、きめ細やかな点検項目を設定することが望ましいと考えております。

やや細かなお話になって恐縮ですが、設置理念や目的に基づく運営方針が取られているかどうか、あるいは施設設備の整備状況はどうか、所蔵資料の管理状況はどうか、さらには調査研究の内容、展示内容、教育普及・学習支援活動の在り方、市民参加・連携状況、さらには広報活動、こういった広範な点検項目につきまして、できれば定量的に又は定性的に評価を継続することが必要だと考えておるわけでございます。

さらに、利用者といいますか住民の満足度について調査を行うことについても配慮が求められるのではないかと考えておる次第でございます。その際には、博物館協議会との連携協力でありますとか、外部の方々の協力を得る外部評価の方式を導入することもやはり考えていかなければならないと思っております。

なお、委員からは、本来、設置目的に応じた評価であるべきだという御指摘がございまして、私どももこの評価は、情報公開、情報の積極的な提供と相まって、利用者、地域住民のサービス向上、博物館の本来の使命の充実に資することが何より大切だと考えておるわけでございます。ただ、評価でございますので、評価に基づくその運営改善が、例としてはそれほど多くはないとは思いますが、冗費の削減でありますとか

効率的な運営に結び付くことも場合によってはあるわけでございます。

設置者の主体的な判断にゆだねられていることではございますけれども、繰り返しになります、利用者のサービス向上を第一とした評価の取組が求められておるものと考えております。

◆その他

(博物館登録制度)

新しい時代の博物館はどのようなものであるべきと考えるか。

(08/06/03/浮島とも子氏(公明))

○渡海文部科学大臣

博物館法、昭和二十六年というふう聞いております。半世紀以上もたっておるわけでございますが、委員が御指摘をいただきましたように、社会の状況も大きく変化をいたしておりますし、それに応じて博物館が持たなければいけない機能等も非常に変わってきているんだらうと、多様な価値観に対応できるといった、そういうことを望まれていると。

その前提で、数年間にわたって博物館協会に調査研究を委託いたしまして、先ほどお話しになりました、これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議におきまして報告を出していただいたところでございます。今回の博物館法の改正では、この検討結果を踏まえて、新たに学芸員等の研修の問題とか運営状況の評価等の規定を盛り込んでおるところでございます。

いずれにいたしましても、新しい時代の博物館の制度として博物館の定義の見直しとか、また登録制度の在り方とか学芸員の養成制度の見直し、今回盛り込んでおる部分もあるわけでございますが、今回の博物館法の改正を契機といたしまして、様々な意見も踏まえながら引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○加茂川生涯学習政策局長

博物館の登録制度の趣旨でございますが、学芸員の配置でありますとか開館日数、一定の開館日数の確保又は資料の保管など、博物館として必要な条件を備えた博物館を振興するという制度の趣旨でございます。

博物館法では、このような一定の水準以上の公私立博物館の保護、助成を促進する観点から、登録制度によって対象となる博物館を限っているということになってございます。

この趣旨を踏まえまして、法制定当初は幾つかの優遇措置、支援措置が講じられておりました。例えば、もう古い組織になります、国鉄の輸送費割引措置でありますとか、公立図書館でございますと施設整備に関する国庫補助、これは公立社会教育施設整備費補助金、社会教育施設全体の中での扱いでございましたが、国庫補助制度の対象になってございました。また、私立博物館でございますと、固定資産税の税制優遇措置を受けられるといった支援措置がその内容でございます。

しかし、現在では、今申しましたうち私立博物館に対する税制優遇措置が残ってはおりますけれども、それ以外の支援措置については見直されたり廃止されておるわけでございます。委員御指摘のように、博物館、特に博物館の登録制度を取り巻く状況は大きく変わってきておりました。この中で、新たにその登録制度の在り方について検討することが課題になってきておるわけでございます。

○加茂川生涯学習政策局長

委員の御指摘にございましたように、平成十七年度の社会教育調査では、登録博物館の数は博物館全体の十五%にとどまっておるわけでございます。博物館としては、登録博物館が今申しました十五%、相当施設が六%、類似施設が七十九%を占めている、先ほど四千四百十八館というお話もございました。そういった状況にあるわけでございます。この数字だけを見ますと、博物館登録制度が我が国の博物館の活動の基盤を形成しているとは言い切れない、言い難い状況にあるのではないかと考えておるわけでございます。

そして、こうした状況を踏まえまして、これも先ほど委員の御指摘にございましたが、昨年六月に協力者会議の報告が取りまとめられてございます。「新しい時代の博物館制度の在り方について」でございますが、ここにおきましては、新しい登録制度の在り方として幾つかの御提言をいただいております。

その一つは、登録申請資格の設置主体の限定の撤廃ということでございまして、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、現在の登録博物館制度の下で設置主体として要件が限定されてございます。具体には教育委員会、民法三十四条法人、宗教法人等でございます。こういった限定をなくしてはどうかというのが提言の一点目でございます。また、博物館の種類として、先ほど相当施設の指定という話がございましたけれども、相当施設の指定制度を登録制度に一本化してはどうかというのが提言の二つ目でございます。または、一定期間ごとの報告書の提出についても検討してはどうかといった等々の御提言をいただいております。

これらの課題について私どもも真摯に受け止めておるわけでございますけれども、これらにつきましては、やはり慎重な検討、何より関係者との合意形成が必要だと考えておりました。検討を進めてまいりましたけれども、今回の法改正には盛り込んでいないといった事情にございます。

ただ、これは委員の御指摘にもございましたけれども、望ましい博物館像につきまして社会全体が共通理解をして、これに向けて博物館が継続的に改善、向上を目指していくためにはこういった見直しに向けた検討はやはり必要ではないかと考えておりますので、今後とも登録制度の新しい在り方について幅広い検討を進めてまいりたいと考えておるわけでございます。

国立美術館等を登録制度の対象とすべきではないか。

(08/06/03/浮島とも子氏(公明))

○渡海文部科学大臣

登録制度の意味というのは、意味といいますかねらいというのは、やはり品質の保証ということであろうと思います。

今御指摘がございました独立行政法人の博物館の運営等につきましては、それぞれの法人の個別法、これによりましてきちりと定められておりますから、本来のこの登録制度のねらいである品質保証というものはそのことによって担保されているというふうに考えられるわけがございますけれども、機能面においてはそういうことでありますが、様々なニーズなり、こういったことが多様化しているというようなことを考えましたときに、今御指摘がありましたような観点からの指摘というものも我々は重く受け止めなきゃいけないというふうに思っております。

同時に、この国立の例えば科学博物館とか国立博物館等、こういうものは我が国を代表している博物館ですね。これが多いわけがございますから、これらの博物館が、これは独立行政法人でございますが、登録制度に加わるということは真の意味でのナショナルセンター、いわゆる博物館の代表といいますか、そういった役割を果たすという意味において他の博物館の登録制度への加入というものを促進をすると、こういった効果が今言われているわけございまして、そういった点を併せて考えなきゃいけないだろう。

加えて、ただ、この博物館法の二十三条というのは、入館料は原則無料ということになっております。まあ、これは法律を変えればそれで済むじゃないかという話なんですけど、原則でございますから運用上カバーできるとも考えられるわけがございますけれども、独立行政法人、御案内のように運営費交付金という税によって賄われております。そういった側面を考えますと、こういった点についても、どうしていくのかといった点を総合的に考えて最終的な結論を出さなきゃいけないと考えております。

いずれにいたしましても、御提言をいただいているわけがございますから、我々としては真摯に前向きに検討していかなきゃいけないと考えておるところでございます。

登録制度、学芸員資格など更に検討すべきではないか。

(08/06/03/浮島とも子氏(公明))

○渡海文部科学大臣

今委員が御指摘になりました、残された問題といたしますか、登録制度の問題とか、それから大学院における学芸員の養成教育の在り方、こういった問題は中長期的な課題として認識をいたしております。

まず、我々としては引き続きそれも検討していく所存でございますが、法改正後速やかに大学における学芸員養成課程の見直し、こういったことを始め、必要な省令とか告示等の改正を行っていくということを考えておりますが、一方、今回の法改正を機に、博物館の関係者が一丸となって我が国の博物館の振興をしていく機運が高まるということも期待をいたしております、よりこの振興策、またいろんな情報提供というものを我々も進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

加えて、この中長期的な課題につきましても、私どもとしてはできるだけそんなに時間を掛けずに結論が出るように検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。